

栃木市監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、
栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があつ
たので、同項の規定により公表します。

令和2年8月14日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の期間 令和2年4月15日から令和2年5月26日まで
- 3 監査の対象 総合政策部
- 4 措置の内容 次のとおり

監査対象	総合政策部
監査結果報告日	令和2年7月2日付け 栃市監第20号
措置結果通知日	令和2年7月30日付け 栃市総第86号
監査結果	<p>指導事項（地域づくり推進課）</p> <p>契約事務について</p> <p>業務委託契約書について、委託料を訂正している状況が見受けられた。契約条項のうち契約金額等の重要事項を訂正することは好ましくなく、適切な事務手続きとは認められない。</p>
措置内容	<p>ご指摘を頂きましたことにつきましては、契約書作成時に誤記が無いよう十分注意を払い、課内においても確認体制の整備を図ると共に、万が一修正が生じた際は再度契約書を作成し、契約を締結するよう努めてまいりたいと考えております。</p>

監査対象	総合政策部
監査結果報告日	令和2年7月2日付け 栃市監第20号
措置結果通知日	令和2年7月30日付け 栃市総第86号
監査結果	<p>指導事項（大平地域づくり推進課）</p> <p>予算の執行について</p> <p>歳出予算の執行については、地方自治法及び同施行令の規定により予算科目に従って執行しなければならないが、栃木市財務規則の規定により備品購入費で支出すべき物品の購入について、消耗品費で支出しており、適正な予算の執行とは認められない。</p>
措置内容	<p>当支出については、日直制度（カギ当番）の廃止に伴い、職員通用口に取り付ける物品として、ターン式名札掛を購入し、支払処理、をしたものです。</p> <p>本品は、名札掛枠及び名札プレートのセットとなっており単価が13,565円であるため、支出科目備品購入費で支出しなければならないものを、誤って消耗品費から支出してしまいました。</p> <p>今後の措置といたしましては、同じ誤りを繰り返さないよう、特に物品の購入の際には、単価を確認し適正な支出科目で執行するよう、十分注意いたします。</p>

監 査 対 象	総合政策部
監査結果報告日	令和2年7月2日付け 栃市監第20号
措置結果通知日	令和2年7月30日付け 栃市総第86号
監 査 結 果	<p>指導事項（都賀地域づくり推進課） 現金取扱事務について</p> <p>まちづくり実働組織の自治会会費について、各自治会からの会費を窓口で預かり、後日まちづくり実働組織に引き渡している。この現金取扱事務に関する帳簿類は、会費の受付簿だけで、引き渡した日付、金額、相手方等が確認できる帳簿は備えておらず、チェック体制等の内部統制が有効に機能しているとは認められない。</p>
措 置 内 容	<p>(1)自治会会費を取り扱う際の帳簿類について</p> <p>①自治会会費受付簿（既存様式）（以下「受付簿」という。）</p> <p>都賀地域づくり推進課職員が、自治会からの会費を受付ける際の受付簿で、自治会名と各自治会から預かった金額、受付日、受付職員名を記入する。</p> <p>②領収書（既存様式）</p> <p>各自治会から会費納入の際に発行する領収書。</p> <p>③受領書（新規様式）</p> <p>自治会から預かった会費をまちづくり実働組織に引き渡す際の受領書で、日付、金額、受取相手方が確認できる様式を作成した。</p> <p>(2)自治会会費を引き渡す際のチェック体制</p> <p>①各自治会から会費納入があった際は、担当職員が受付（金額確認等）し、自治会長宛の領収書を渡す。次に、受付簿に自治会ごとの納入金額、受付日、受付職員名を記入し、地域づくり推進係長が再度、現金等の確認をしたうえで鍵付きロッカーにて保管する。</p> <p>②自治会会費をまちづくり実働組織（会計担当者）に引き渡す際は、地域づくり推進係長と担当職員が立ち会い、受付簿と現金の確認を行う。</p> <p>新規対応として確認終了後、受領書に引き渡す金額、日付、受取相手方（会計担当者）を記入し、押印したものを都賀地域づくり推進課で保管する。</p> <p>受取相手方（会計担当者）には受領書の控を渡し、詳細が確認できるよう受付簿の写しを添える。</p>